
規 則

高知県がん登録等の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第1号

高知県がん登録等の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）を施行するため、同法、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号。次条において「政令」という。）及びがん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第137号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(都道府県がん情報の保有の期間の例外)

第2条 政令第9条第2項ただし書及び第10条第2項ただし書の規則で定める場合は、都道府県がん情報を利用するがんに係る調査研究の性質上、当該都道府県がん情報を5年以上分析する必要がある場合とする。

(委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県がん登録等の推進に関する法律施行細則